条の償却口）	10549	特別償却限度額の欄の金額

」に改め、同表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(六)「27」」を「別表六の二(八)「27」」に、「別表六の二(六)「36」」を「別表六の二(八)「36」」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の11第２項」を「平成29年旧措置法第68条の11第２項」に改め、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の11第３項」を「第68条の11第２項」に、「別表六の二(七)「37」」を「別表六の二(九)「37」」に、「第68条の11第４項」を「平成29年旧措置法第68条の11第４項」に、「別表六の二(七)「41」」を「別表六の二(九)「41」」に、「第68条の11第５項」を「第68条の11第３項」に、「別表六の二(七)「49」」を「別表六の二(九)「49」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六の二(八)「28」」を「別表六の二(十)「28」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「)、」を「)又は」に改め、「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の13第２項（同法第42条の９第１項の表の第１号から第５号まで）」を削り、「別表六の二(八)「41」」を「別表六の二(十)「41」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第１号）	10569	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号））	10570	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第２号）	10487	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第２号））	10488	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14第２項	10490	法規別表六の二(十二)「18」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14の２第２項	10294	法規別表六の二(十三)「18」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の14の３第１項（償却費）	10580	特別償却限度額の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10581	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の14の３第２項	10582	法規別表六の二(十四)「18」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十二)「25」」を「別表六の二(十五)「18」」に改め、同表特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項を次のように改める。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第68条の15の２第１項	10571	法規別表六の二(十六)「14」の欄の金額
	平成29年旧措置法第68条の15の２第２項	10554	法規別表六の二(十六)「32」の欄の金額
	第68条の15の２第２項	10583	
	第68条の15の２第３項	10555	法規別表六の二(十六)「38」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十四)「27」」を「別表六の二(十七)「27」」に改め、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二(十五)「27」」を「別表六の二(十八)「27」」に、「別表六の二(十五)「36」」を「別表六の二(十八)「36」」に改め、同項の次に次のように加える。